

令和 8 年第159回
香美町議会（臨時会）議案書

令和 8 年 8 月 3 日

香 美 町

令和8年第159回香美町議会(臨時会)議案目次

報告第 9 号 委任専決処分をしたものの報告について

委任専決第3号 普通河川丹生地川改良工事の請負変更契約を締結することについて（令和8年7月1日専決）

報告第10号 令和7年度（第30期）株式会社むらおか振興公社の業務報告について

議案第83号 地域活性センター整備工事の請負変更契約を締結することについて

報告第9号

委任専決処分をしたものの報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会の権限に属する事項中町長が専決処分することができる事項の指定（平成17年9月15日議決）で指定されたもののうち、下記事件について別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年8月3日提出

香美町長 浜 上 勇 人

記

委任専決第3号 普通河川丹生地川改良工事の請負変更契約を締結することについて（令和8年7月1日専決）

（提案理由）

普通河川丹生地川改良工事について、専決処分により請負契約の変更を行ったので、この状況を報告するものである。

委任専決第3号

普通河川丹生地川改良工事の請負変更契約を締結することについて

令和7年9月30日付けで請負契約を締結した、普通河川丹生地川改良工事の請負変更契約を下記のとおり締結するものとする。

よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

令和8年7月1日

香美町長 浜 上 勇 人

記

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的 | 普通河川丹生地川改良工事 |
| 2 | 契約の相手方 | 兵庫県美方郡香美町香住区香住779番地の1
株式会社中村建設
代表取締役 中村 裕二 |
| 3 | 契約の内容 | 請負金額「金76,901,000円」を
「金79,449,700円」に変更 |

報告第10号

令和7年度（第30期）株式会社むらおか振興公社の業務報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、令和7年度（第30期）株式会社むらおか振興公社の業務及び経営状況を別冊のとおり報告する。

令和8年8月3日提出

香美町長 浜 上 勇 人

（提案理由）

本町が出資している株式会社むらおか振興公社から、令和7年度（第30期）の業務報告を受けたので、その経営状況を報告するものである。

議案第 83 号

地域活性センター整備工事の請負変更契約を締結することについて

令和 7 年 12 月 19 日付けで請負契約を締結した、地域活性センター整備工事の請負変更契約を下記のとおり締結するものとする。

よって、香美町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年香美町条例第 46 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 8 月 3 日提出

香美町長 浜 上 勇 人

記

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的 | 地域活性センター整備工事 |
| 2 | 契約の相手方 | 兵庫県美方郡香美町小代区野間谷 15 番地の 3
株式会社大一興業
代表取締役 中安 清 |
| 3 | 契約の内容 | 請負金額「金 141,900,000 円」を
「金 158,488,000 円」に変更 |

（提案理由）

地域活性センター整備工事について、請負変更契約を締結するものである。